

新しい公益法人制度～施策の概要～

資料2

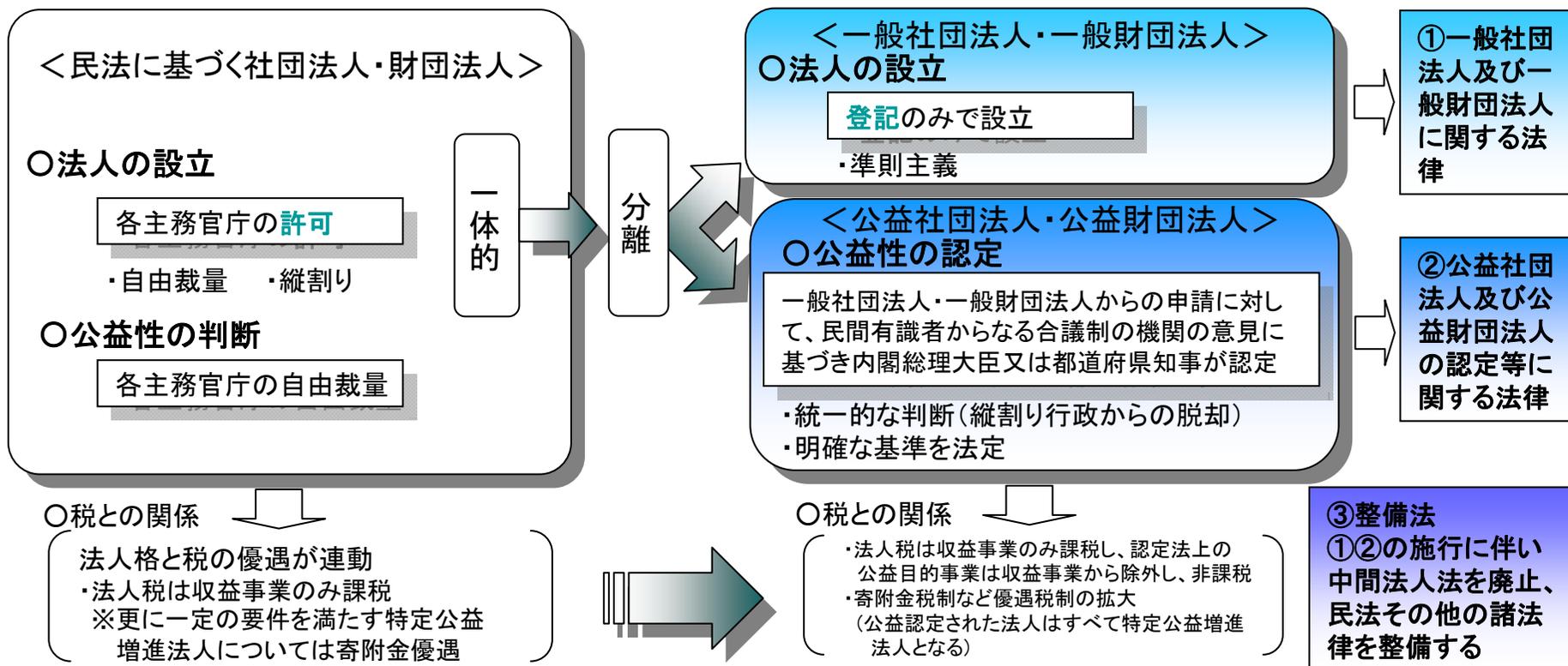
～「民による公益の増進」を目指して～明治29年(民法創設)以来の大改革を推進

(従来の公益法人制度)

- ◎法人設立等の**主務官庁制・許可主義**
法人の設立と公益性の判断が一体的

(新制度)

- ◎**主務官庁制・許可主義の廃止**
法人の設立と公益性の判断を分離



◎施行は平成20年12月1日(合議制の機関の組織等に関する部分は先行して施行)。現行公益法人の移行期間は5年。

◎公益法人数 24,648法人(うち国所管:6,720団体)(平成19年10月現在)